

## 第5章 乗車券類の様式

### 第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

**第183条** 乗車券類の表面には、次に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

**2** 臨時に発売する乗車券類その他特殊な乗車券類については、前項に規定する表示事項の一部を省略し、または発売箇所名を略字によって表示することがある。

(この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等)

**第184条** この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であって、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売するとき、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、裁断し、または入缺する等の方法によって補うものとする。

**2** 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号により変更することができる。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
  - イ 表示事項の一部裏面表示
  - ロ 表示事項の配列の変更
- (2) 前各号以外の様式
  - イ 乗車券類の寸法の変更

ロ 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更

ハ 表示事項の一部の省略または追加

- 3 乗車券類の様式で、大人・小児に共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。
- 4 小児用等の乗車券は、次の各号に定める記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。
- (1) 小児用の乗車券 「小」
  - (2) 学生割引用の乗車券（通学定期乗車券を除く。）
- イ 社線について割引となるもの 「社学」
- ロ 旅客鉄道会社線について割引となるもの 「学」
- 5 普通乗車券と特急券等とは、それぞれ1葉（連続して1葉としたものを含む。）のものとすることがある。

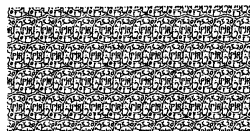
## 第185条 削除

（地模様の印刷）

第186条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き次の地模様を印刷する。



または



（乗車券類の駅名等の表示方）

第187条 乗車券類の駅名および旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名および着駅名は、旅客運賃の計算方にしたがって表示する。ただし、団体乗車券および貸切乗車券の乗車区間については、乗車列車の発着駅名を表示する。

(2) 発着区間のキロ程が片道100km以下および社線内相互発着の乗車券の発駅名および着駅名は、次により表示することがある

イ 発駅名および着駅名を略図をもって表示

ロ 異なる2方向以上の旅客運賃が同額となる2駅以上の着駅名を同時に表示

ハ 着駅名を「何円区間」の例により金額で表示

(3) 旅客運賃が同額のため、2駅以上を共通の着駅とする乗車券の着駅名は、次により表示する。

イ 同一方向のものは、最遠の着駅名または

「北千住  
鐘ヶ淵 間ゆき」もしくは「牛田  
堀切 ゆき」の例による。

ロ 異なる2方向のものは、

「草加  
館林 ゆき」の例による

(4) 乗車券類のうち一部のものには発着駅名を「鬼怒川温泉  
KINUGAWA-ONSEN」  
のように表示し、旅客運賃・料金額を「¥何円」または「¥何」のよ  
うに表示することがある。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

**第188条** 旅客運賃の割引等を行なう乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第7号および第9号に規定する表示については裏面）に、ゴム印の押なつ等によって、次の各号に定める記号等の表示を行なう。ただし、特に設備する乗車券類および第8号に規定する表示については、これと異なる表示をし、またはこの表示を省略することがある。

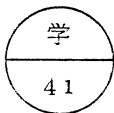
(1) 旅客運賃を割引するもの

イ 第92条および第107条第2号の規定による学生割引

(イ) 社線について割引となるもの

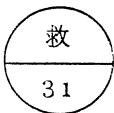
社学
4 3

(ロ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの



ロ 第93条の規定による被救護者割引

(イ) 被救護者用



(ロ) 付添人用

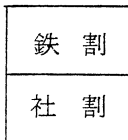


ハ 第94条の規定による臨時特殊割引

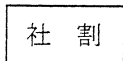
(イ) 割引率の明らかなもの



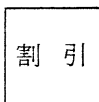
(ロ) 社線と旅客鉄道会社線との割引率が異なるものまたは社線についてのみ割引の適用があるもの



または



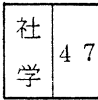
(ハ) (イ) および (ロ) 以外のもの



ニ 第94条の2の規定による乗継割引

割引

ホ 第107条第1号の規定による学生割引



(2) 大人用の乗車券を小児用に代用するもの

イ 大人用の乗車券を小児用に代用するもの



ロ 乗車券自動印刷発売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの



または



(白抜文字)

ハ マルチ印刷発行機および乗車券自動印刷発売機により発行する大人小児用定期乗車券を小児用とするもの



(白抜文字)

(2) の2 マルチ印刷発行機および乗車券自動印刷発売機により発行する定期乗車券を通学用とするもの



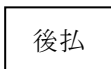
(白抜文字)

(2) の3 マルチ印刷発行機により発行する定期乗車券を実習用とするもの

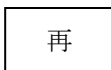


(白抜文字)

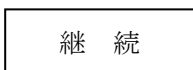
(3) 旅客運賃・料金を後払とするもの



(4) 再交付するもの



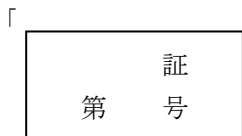
(5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの



(6) 普通乗車券で有効期間の開始日を発売日後の日とするもの

「 月 日から有効」ただし、表面に表示することが困難なときは、裏面に表示し、表面には「Ⓢ」と表示する。

(7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの



または 「証第 号」

」

(8) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの

「

ゆ                      き	か                      え                      り
有効期間は 片道の2倍です。	有効期間は 片道の2倍です。

」

(9) 第57条の2の規定によって、発行する急行券に対するもの

遅 延 特 約 列車の遅延による料金の払い もどしはいたしません。
---

2 常備式の乗車券類に、前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、その乗車券に表示されている旅客運賃額を訂正しない。

## 第2節 乗車券の様式

### 第1款 普通乗車券の様式

(常備片道乗車券の様式)

第189条 常備片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 一般式大人小児用

イ 同一方向最遠着駅名表示

ロ 同一方向2着駅名表示 (運賃同額着駅が3駅以上の場合)

ハ 同一方向2着駅名表示 (運賃同額着駅が2駅の場合)

(2) 地図式大人用・小児用

(3) 金額式

イ 大人用

ロ 小児用

(乗車券自動印刷発売機により発売する片道乗車券の様式)

**第189条の2** 乗車券自動印刷発売機により発行する片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 一般式大人小児用
- (2) 地図式大人小児用
- (3) 金額式大人小児用

(マルチ印刷発行機により発行する普通乗車券の様式)

**第189条の3** マルチ印刷発行機により発行する普通乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 一般式大人小児用片道乗車券
- (2) 一般式大人小児用往復乗車券

(準常備片道乗車券の様式)

**第190条** 準常備片道乗車券の様式は、次のとおりとする。  
大人小児用

(補充片道乗車券の様式)

**第191条** 補充片道乗車券の様式は、次のとおりとする。  
大人・小児用

**第192条** 削除



(常備往復乗車券の様式)

**第193条** 常備往復乗車券の様式は、次のとおりとする  
大人小児用

**第194条** 削除

(補充往復乗車券の様式)

**第195条** 補充往復乗車券の様式は、次のとおりとする。  
大人・小児用

**第196条～第198条** 削除

## **第2款 定期乗車券の様式**

(常備定期乗車券の様式)

**第199条** 常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。  
大人用・小児用

(マルチ印刷発行機および乗車券自動印刷発売機により発行する定期乗車券の様式)

**第199条の2** マルチ印刷発行機および乗車券自動印刷発売機により発行する定期乗車券の様式は次のとおりとする。  
自動改札用 大人小児用

(準常備定期乗車券の様式)

**第200条** 準常備定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 期間指定式大人用・小児用

イ 固定表示

ロ 区間表示

(2) 区間指定式大人用・小児用

(補充定期乗車券の様式)

**第201条** 補充定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用

**第202条** 削除

### **第3款 回数乗車券の様式**

(常備回数乗車券の様式)

**第203条** 常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 一般用 (大人・小児用)

(2) マルチ印刷発行機用

(大人・小児用)

(準常備回数乗車券の様式)

**第203条の2** 準常備回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

一般用 (大人・小児用)

(補充回数乗車券の様式)

**第204条** 補充回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

一般用 (大人・小児用)

**第205条～第207条** 削除

#### 第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第208条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

(マルチ印刷発行機により発行する団体乗車券の様式)

第208条の2 マルチ印刷発行機により発行する団体乗車券の様式は次のとおりとする。

(1) 第1券片

(2) 第2券片

※ 第1券片および第2券片を1組として発行する。

#### 第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第209条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体乗車券の様式の「団体」の文字を「貸切」と訂正したものとする。

第210条 削除

#### 第3節 特急券等の様式

(特別急行券の様式)

第211条 軟券式連絡特別急行券の様式は、次のとおりとする。

第212条～第212条の2 削除

### 第212条の3 削 除

(車内特急券等の様式)

第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりとする。

- (1) 連絡車内特急券用
- (2) THライナー座席指定用

### 第4節 削除

第214条～第219条 削除

### 第5節 削除

第220条 削除

第221条 削除

### 第6節 削除

第222条 削除

第223条 削除

### 第7節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第224条 特別補充券は、この章の第1節から第3節までに規定する乗車券類として発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次のとおりとする。

(1) 駅 用 (駅用特別補充券)

(2) 車内用 (車内補充券)

(駅用特別補充券の様式)

**第225条** 駅用特別補充券の様式は、次のとおりとする。

(車内補充券の様式)

**第226条** 車内補充券の様式は、次のとおりとする。

(1) 東武本線用

イ (地図式大人小児用)

ロ (駅名式大人小児用)

(2) 東上線用

**第227条** 削除